

# 平成30年度（第3回） とよた世間遺産 認定候補募集要項

## 1 「とよた世間遺産」の認定趣旨及び定義

**認定趣旨** 「とよた世間遺産」は、「とよた」という地理的・文化的な範囲の設定と、そこにあるモノやコト、そしてヒトに対し、「面白さ」という視点から後世に受け継いでいきたい「遺産」の価値を見出す活動です。そして、この活動を通じて、オモシロい存在からとよたをより面白くすることを目指します。

**「とよた世間遺産」の定義**として、下記の項目を掲げます。認定の際には、これらの項目に照らし合わせて、「とよた世間遺産」としてふさわしいかを判断します。

- ①豊田市域に所在するヒト・モノ・コトであること
- ②そのヒト・モノ・コトにまつわる固有の物語が確認でき、かつ公表できること
- ③文化財指定等により、公的にその価値が認められていないこと
- ④未来に語り継ぎたいと思わせる「面白い」という価値を持つこと
- ⑤個人の思想等を表現・主張するための「作品」ではないこと
- ⑥他者の共存を否定する等の反社会的なものではないこと

## 2 平成30年度（第3回）認定候補募集について

- (1) 主催 地域人文化学研究所（以下「当研究所」と記します。）
- (2) 募集期間 平成30年 7月 7日（土） ～ 12月23日（日）
- (3) 応募方法

認定推薦書に必要な事項を記入のうえ、紙またはデータで、下記の提出先へ提出してください。自薦・他薦は問いません。

認定推薦書の様式は、当研究所の公式ホームページのとよた世間遺産のページからダウンロードできます。

- (4) 推薦書の記入等

当研究所の公式ホームページのとよた世間遺産のページに掲載してある記入留意点を参考にして、必要事項を記入してください。不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

- (5) 推薦書の提出先、問い合わせ先

地域人文化学研究所「とよた世間遺産」認定委員会宛て  
メールアドレス catalyst-r@live.jp  
fax 番号 (0565) 80-5576  
郵送先 〒444-2424 豊田市足助町本町 15

## 3 「とよた世間遺産」認定候補掲示板の活用

認定推薦書の提出の他に、今年度は、認定候補や候補になりそうな案件について、電子掲示板を利用して、随時情報を募集します。

- (1) 電子掲示板名称及び URL

- ①「とよた世間遺産認定候補掲示板」

URL <http://chijinkaken.bbs.fc2.com>

②とよたのりのりチャンネル お題「とよた世間遺産の候補」

URL <http://toyotanoronori.com/ideas/>

(2) 利用方法

上記2つの掲示板に、応募者が面白いと思ったとよたのヒト・モノ・コトについて、その画像や所在地、何が面白いかなどの情報を自由に貼り付けてください。

(3) 取扱い

掲示板に貼られた情報を当研究所で抽出・調査し、適切と判断した場合は認定候補として扱います。なお、認定候補として扱う案件の情報提供者がわかる場合は、そのまま推薦者とします。

今年度の認定については、応募期間内に貼付された情報を対象にしますが、掲示板への情報提供については、特に期限を設けません。今年度の募集期間を過ぎてから添付された情報は、次回以降の認定に活用します。

#### 4 認定優先テーマ設定について

平成30年度は、より認定候補を応募しやすくするために、任意のテーマを当研究所で設定し、そのテーマに沿った応募を推奨することを試行します。ただし、このテーマ以外の応募も大歓迎です。

(1) 平成30年度テーマ

「川」に関すること。矢作川や豊田市内の河川に関するヒト・モノ・コトのうち、推薦者が面白いと思えば、認定候補です。

(2) 応募方法

認定推薦書の提出または電子掲示板への添付により応募してください。

(3) 取扱い

他の認定候補に優先して調査・審査を行い、一定の認定枠を確保する予定

#### 5 「とよた世間遺産」の認定及び取り扱いについて

推薦いただいた遺産候補については、当研究所で設置する認定委員会で検討し認定いたします。

(1) 認定予定期日 平成31年3月21日(木)頃

(2) 発表方法 当研究所の公式ホームページへの掲載により発表予定。

推薦者に対しては、メールまたは郵送で通知予定。

(3) 認定遺産の取扱い

- ・証書・記念品等を所有者等に贈呈し、認定を証するとともに顕彰します
- ・認定遺産に対する保存や保全についての規制や義務は設けません
- ・地域人文化学研究所のHP等で広報し、必要に応じて活用を図ります
- ・関係者が互いに自慢し合い、交流できるような催しを設けます
- ・遺産認定及びその活動等については、地域人文化学研究所が主体的かつ柔軟に運用します。ただし、認定した遺産を他の主体が活用することを妨げるものではありません。